

むさしむらやましりつしょうちゅういっかんこう むらやまがくえん
武蔵村山市立小 中 一貫校 村山学園

にほんごがっきゅう 日本語学級のしおり



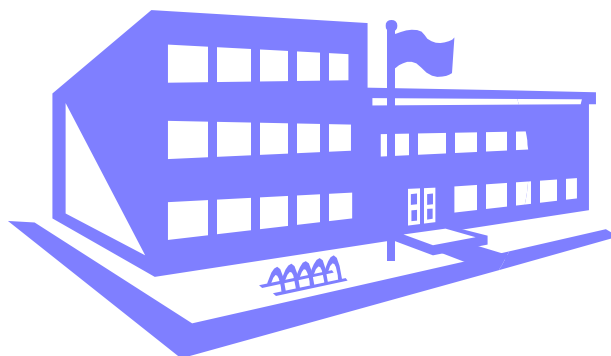
むさしむらやましきょういくいいんかい
武蔵村山市教育委員会

目次

1	日本語学級とは	…	1
2	学習目標	…	2
3	日本語能力とは	…	2
4	学習の進め方	…	3
5	学習環境	…	4
6	入級までの流れ	…	5

【参考資料】

1	入級申請書	…	9・10
2	入級決定通知	…	11
3	日本語学級在籍児童数の推移と出身国（国籍）	…	12
4	公立小・中学校日本語学級設置要綱（東京都教育委員会）	…	13・14



1 日本語学級とは

武蔵村山市立小中一貫校 村山学園 日本語学級は、外国人児童や帰国児童が、それぞれの在籍校や学級の中で円滑な学校生活を送ることができるように、日本語の習得を目的とした教室です。また、国語や算数など教科の学習を通して日本語学習を進めることで、学習に必要な日本語能力を高めることも目的にしています。

原則として、武蔵村山市に在住している児童が対象です。本校に在籍している児童は、在籍学級での一部の授業の代わりに日本語学級に通級し、日本語の学習を進めることとなります。必要があれば、日本語学級担当者が在籍学級に入り、学習のサポートをすることもあります。市内の他の学校に在籍している児童は、在籍校・在籍学級の授業に支障がないよう担任と相談しながら通級日・時間を決め、日本語の学習を進めています。



武蔵村山市立小中一貫校 村山学園
〒208-0012
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地
電 話 042(561)1762
FAX 042(563)9319

2 学習目標

日本語学級では、次のような目標を設定し学習を進めています。

- 場面に応じて適切な日本語を使うことができる。
- 日本語の発音に慣れ、正しく発音できる。
- ひらがな・カタカナ・漢字を正しく読み、書くことができる。
- 日本語の文の形式について理解することができる。
- 学校生活で用いる言葉や教科学習の用語を理解する。
- 基礎的・基本的な学習内容や学び方を理解する。
- 日本の学校の生活習慣を理解する。

3 日本語能力とは

日本語能力は、大別すると「生活言語能力」と「学習言語能力」に区分して考えることができます。

生活言語能力

日常生活で使う日本語の力です。日常生活において、子供たちのコミュニケーションは言葉だけで行われているわけではありません。相手の表情やジェスチャー、周囲の状況、具体的なものなどがあり、それらが子供たちの言葉の力を補っています。そのため、教科の学習で必要とされる高度な日本語能力がなくても、日常的なコミュニケーションは成立することになります。この生活言語能力は、一般的に1～2年で身に付くと言われています。

学習言語能力

学習を進めるために必要な日本語の力です。学習場面は日常生活とは異なり、相手の表情や周囲の状況といった具体的な手がかりが少なくなります。日本語だけで考える必要があるのです。さらに、日本語で抽象的なことを考えたり、論理的に考えたりしなければなりません。また、教科によっては教科独特の言葉、つまり日常生活ではほとんど使用しない言葉が出てきます。例えば、算数の場合「向かい合った角」「上から2けたの概数」という表現（学習言語）が出てきます。

このような学習言語能力は主として教科学習を通して育まれます。おおむねの日常会話ができるようになった段階で、学習言語能力の育成に本格的に着手します。一般的に、学習言語能力は5～6年で身に付くと言われています。

4 学習の進め方

一人一人の日本語学習歴、教科学習歴によって異なりますが、一般的には次のようなステップを踏んで日本語能力を高めていきます。

初期指導

6か月程度

- ・ 学校で使われる基本的な日本語や身近なものの名前を中心に学習します。
- ・ 絵本やゲーム、パソコン等も活用しながら楽しく学べるように配慮しています。
- ・ ひらがなの読み書きが中心ですが、進度によりカタカナや漢字の学習も一部導入します。
- ・ ほぼ毎日、日本語学級で学習します。

中期指導

6か月～1年半（2年）

- ・ 日常会話は不自由なくできるようにします。
- ・ ひらがな、カタカナの読み書きはもちろん、基本的な漢字の読み書きについてもできるようにします。
- ・ 日本語で考え、表現（口頭表現・文章表現）するための基礎的な力を身に付けます。
- ・ 在籍学級での授業にできるだけ参加できるように国語・算数を中心とした学習を開始し、学習言語能力の育成に取り組みます。
- ・ 週2時間～4時間程度、在籍学級の授業の代わりに日本語学級で学習を行います。
- ・ 村山学園在籍児童・生徒の場合、必要があれば日本語学級担当者が在籍学級に行き、学習のサポートをします。

後期指導

1年半（2年）～

- ・ 主として学習言語能力を向上させる段階です。
- ・ 教科学習を通して、日本語の力とともに学力の向上を図り、高学年児童・中学生においては論理的な思考力・判断力、抽象的な思考能力の基礎を育てていきます。
- ・ 苦手な学習の補習を行うこともあります。
- ・ 週2時間程度、在籍学級の授業の代わりに日本語学級で学習を行います。

5 学習環境

日本語学級では、日本語の習得に向けて様々な学習を試みています。

電子黒板で学習



パソコンを活用した作文学習



ペアやグループで学習

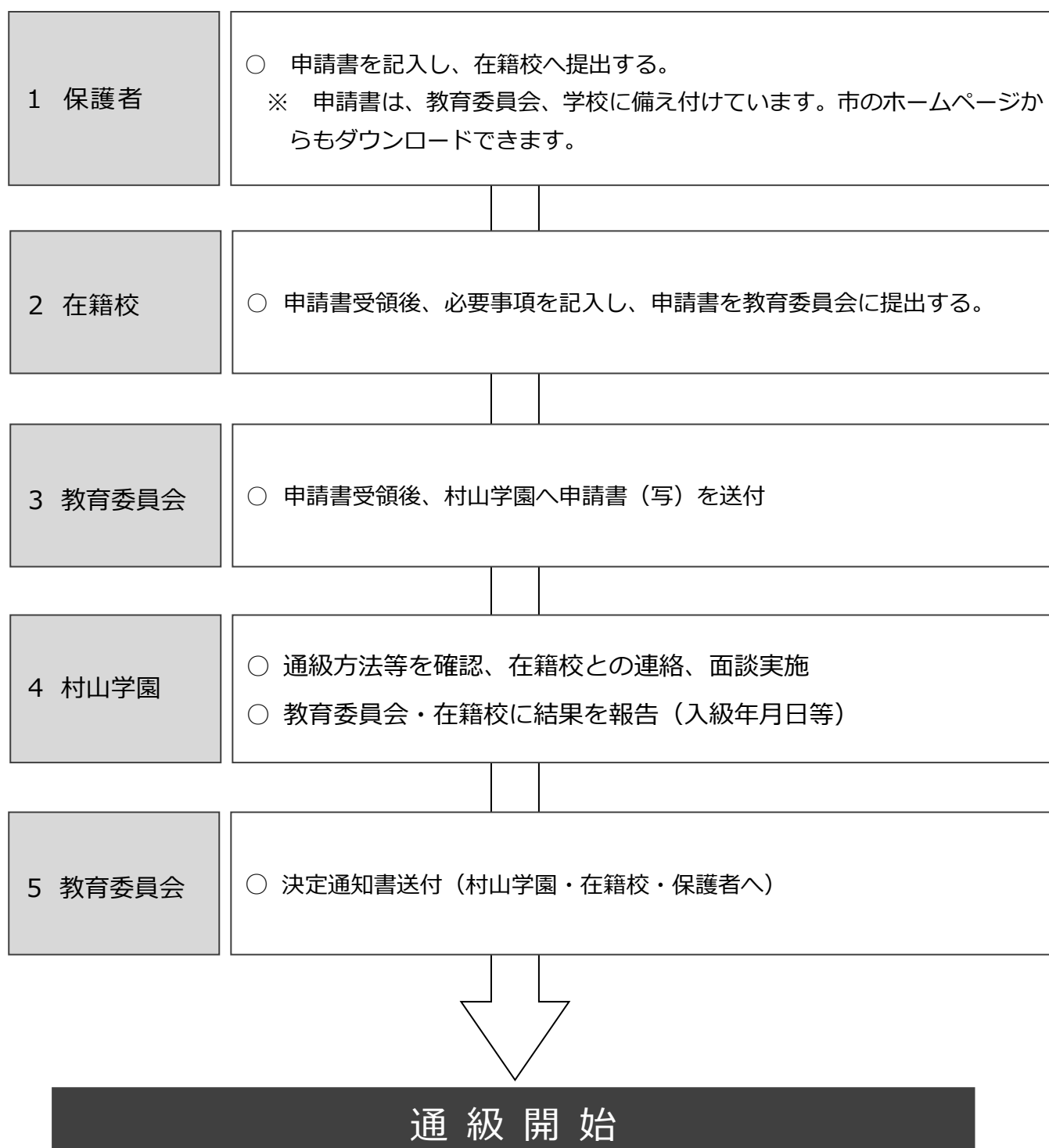


日本語教室



6 入級までの流れ

日本語学級への入級から退級までの手続きは次のとおりです。



※ 通級期間は原則として、通級を開始した日から2年間です。

参 考 資 料

- 1 入級申請書
- 2 入級決定通知書
- 3 日本語学級在籍児童数の推移と国籍
- 4 公立小・中学校日本語学級設置要綱（東京都教育委員会）

令和 年 月 日

Date _____

武蔵村山市教育委員会 殿

To the Musashimurayama Board of Education

保護者 氏名 ㊟

Name of Parent

住所

Address

電話

Phone

日本語学級への入級について (申請)

Application for Japanese Class Enrollment

このことについて、下記のとおり入級の申請をいたします。

I hereby apply for the following child to be enrolled in Japanese class.

記

1 保護者記入欄 (Please fill in the form below.)

児 童 氏 名 Name of Child	
日 本 名 Japanese Name of Child	
国 籍 Nationality	(言語 :) First Language
生 年 月 日 Date of Birth	
在 籍 校 School to Attend Regularly	武蔵村山市立 学校 年 組 Musashimurayama School / Grade / Class No.
入級開始希望日 Desired Date of Enrollment	年 月 日 () Date _____

2 学校記入欄

入級の目的等	
上記のとおり日本語学級への入級を副申します。	
武蔵村山市 学校長 ㊟	

令和 年 月 日

武藏村山市教育委員会 敬啓

监护人 姓名

⑩

住址

电话

关于日本語学級の入学（申請）

如下所述，申請入学。

記

1 监护人填写欄

学 生 姓 名	
日 本 名	
国 籍	(语言：)
出 生 年 月	
所 在 校	武藏村山市立 学校 年 班
希望入学开始日	年 月 日 ()

2 学校記入欄

入級の目的等	
上記のとおり日本語学級への入級を副申します。 武藏村山市 学校長 印	

日本語学級在籍児童数・生徒の推移と出身国(国籍)

◎武蔵村山市立小中一貫校村山学園小学部

年度	学級数	児童数	出身国(国籍)内訳								備考
			アメリカ	中国	韓国	フィリピン	ブラジル	タイ	ペルー	その他	
平成28年度	2	25		10		7	2			6	
平成29年度	2	27		12		6	1			8	
平成30年度	2	24		11	1	1				11	
令和元年度	2	26	3	9			2			12	
令和2年度	2	24	6	10		1				7	
令和3年度	2	26	7	10						9	
令和4年度	2	21	1	10		1				9	

※出身国(国籍)「その他」は台湾、バングラディッシュ、ネパール、重国籍等

◎武蔵村山市立小中一貫校村山学園中学部

年度	学級数	生徒数	出身国(国籍)内訳								備考
			アメリカ	中国	韓国	フィリピン	ブラジル	タイ	ペルー	その他	
平成28年度	1	13		5		5	2			1	平成28年4月1日再開級 (平成17年度から平成27年 度まで廃止)
平成29年度	1	12		2		9				1	
平成30年度	1	12		1		7				4	
令和元年度	1	9		2	1	2				4	
令和2年度	1	8		4		1				3	令和3年3月31日廃止

※出身国(国籍)「その他」は台湾、バングラディッシュ、ネパール、重国籍等

公立小学校・中学校・義務教育学校日本語学級設置要綱

平成元年 3 月 16 日

平成 5 年 3 月 29 日一部改正

平成 12 年 3 月 6 日一部改正

平成 24 年 2 月 2 日一部改正

平成 28 年 3 月 14 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、帰国児童・生徒（海外帰国児童・生徒及び中国引揚児童・生徒）及び在日外国人児童・生徒等で公立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）に就学している者のうち、日本語能力が不十分な児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）に対し、実態に応じ、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）が定める基準により区市町村教育委員会が小・中学校等に設置する日本語学級について、必要な事項を定めることを目的とする。

(日本語学級の認証)

第 2 条 都教育委員会は、区市町村教育委員会が設置（都教育委員会の認証が必要な設置をいう。以下同じ。）しようとする小・中学校等の日本語学級が、次の各号の一に該当する場合は、この要綱で定める 1 学級の児童・生徒数の基準等に基づき、区市町村教育委員会が行う日本語学級の設置について認証する。

- 一 新たに設置しようとする日本語学級又は前年度に引き続き設置しようとする日本語学級に、児童・生徒が 10 名以上通級（中学校夜間学級（学校教育法施行令第 25 条に基づき二部授業を行うことを届け出て設置された学級のことをいう。以下同じ。）に設置しようとする場合にあっては在籍）する場合
- 二 前年度に引き続き設置しようとする日本語学級で、編制基準日現在、新たに設置された日から 3 年を経過していない場合

2 前項各号の一に該当しない日本語学級で、区市町村教育委員会が前年度に引き続き設置することを特に必要とする場合、都教育委員会は児童・生徒の状況その他の事情を考慮して当該日本語学級の設置を認証することができる。

(編制基準)

第 3 条 日本語学級は、小・中学校等ごと（義務教育学校については、前期課程・後期課程ごと）に 1 学級の児童・生徒数それぞれ 20 人を基準として編制する。

(編制基準日等)

第 4 条 日本語学級は、毎年度 4 月 1 日現在の児童・生徒数に基づき学級を編制することとし、年度の途中において新たに設置すること及び学級編制を変更することはできない。

ただし、4 月 2 日以降 4 月末日までの間に、転編入により児童・生徒の増加が確実に見込まれる場合（名簿等により、確実に把握ができるもの）は、4 月 1 日現在の児童・生徒数に含むものとする。

(申請)

第 5 条 区市町村教育委員会が新たに日本語学級を設置しようとする場合、区市町村教育委員会は、都教育委員会教育長が別に定める日までに、日本語学級設置申請書（様式 1：新設用）に児童・生徒名簿（様式 3）を添えて都教育委員会に申請を行い、その設置についての認証を受けなければならない。

2 区市町村教育委員会が前年度に引き続き日本語学級を設置しようとする場合、区市町村教育委員会は、あらかじめ、日本語学級設置申請書（様式 2：継続用）に児童・生徒名簿（様式 3）を添えて都教育委員

会に申請を行い、その設置についての認証を受けなければならない。

ただし、第2条第2項の規定により都教育委員会の認証を受けようとする場合は、現況等報告書（様式4）及び通級等状況調査票（様式5）を添付しなければならない。

（在籍等）

第6条 児童・生徒は、公立小・中学校等の通常学級に在籍するものとし、個々の日本語能力に応じて児童・生徒が在籍する学校の校長（以下「在籍校長」という。）が必要と認める教科について、日本語学級へ通級して指導を受ける。

2 前項の規定により児童・生徒が通級する期間は、特別の事情がある場合を除き、小・中学校等いずれも通級を開始した日から2年間を限度とする。

（他の小・中学校等に設置する日本語学級への通級）

第7条 在籍校長は、児童・生徒を他の小・中学校等に設置する日本語学級に通級させる場合には、第6条第1項及び必要な事項について、当該日本語学級設置校の校長（以下「設置校長」という。）と協議をする。

2 在籍校長は、児童・生徒を日本語学級に通級させるときは、その保護者に対し、指導を行う日時、学校名等を通知する。

3 設置校長は、通級による指導を受ける児童・生徒に異動が生じた場合は、速やかに区市町村教育委員会に報告する。

4 前条及び本条の規定は、中学校夜間学級に設置する日本語学級については適用しない。

（中学校夜間学級）

第8条 中学校夜間学級に日本語学級を設置した場合においては、当該夜間学級に就学している者のうち、日本語能力が不十分な生徒（以下「夜間学級生徒」という。）は、個々の日本語能力に応じて当該校長の判断により日本語学級に在籍し、指導を受ける。

2 前項の規定により夜間学級生徒が中学校夜間学級に設置する日本語学級に在籍する期間は、特別の事情がある場合を除き、当該日本語学級に在籍した日から1年間を限度とする。

3 校長は、日本語学級に在籍する夜間学級生徒に異動が生じた場合は、速やかに区市町村教育委員会に報告する。

附則

1 この要綱は、平成元年4月1日より施行する。

2 この要綱の施行以前に東京都教育委員会が認可している日本語学級についても、平成元年4月1日以降は、この要綱を適用する。

附則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 施行日前に改正前の日本語学級認可要綱に基づき学級認可された日本語学級は、改正後の日本語学級設置要綱の規定により都教育委員会の同意を得た学級とみなす。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

日本語学級のしおり

令和4年6月

発行 武蔵村山市教育委員会 教育部 教育総務課 学事係
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
042(565)1111(代)